

2017
岩見沢市緑の基本計画
IWAMIZAWA CITY

概要版

水と緑と「農」を身近に感じる、
生き生きとした緑づくり



岩見沢市

1 計画策定と見直しの背景、目的

都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）では、地域の実情を十分に勘案するとともに、施設の管理者や住民等の協力を得つつ、官民一体となって緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組を総合的に展開することを目的として、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が総合的な都市における緑に関するマスタープランとして、緑の基本計画を策定できることとしています。

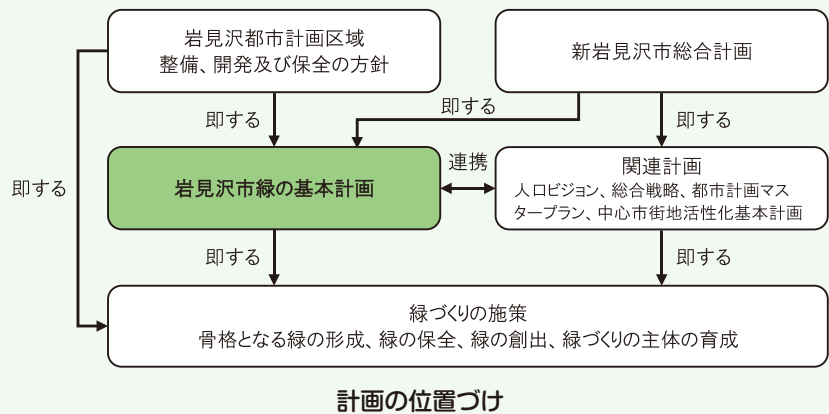
本市では、同法に基づき、近年の地球温暖化やエネルギー問題など、環境に対する意識や自然とのふれあいを求める市民ニーズの高まりを受け、より快適で良好な生活環境の創出に貢献できる緑について、一定の目標の下に、緑地の保全及び緑化の推進に関わる施策を総合的かつ計画的に実施することを目的として、平成 17 年度に「岩見沢市緑の基本計画」を策定しました。

その後、旧北村、旧栗沢町との市町村合併に伴い、平成 23 年度に一部見直しを行いました。当初の策定から計画期間の 20 年の半分に当たる 10 年が経過し、この間、人口の減少や高齢化の進行をはじめとする社会経済情勢の変化は著しく、緑地の保全及び緑化の推進に関わる施策における課題にも変化を生じてきていることから、このたび、見直しを行いました。

2 計画の位置づけ

岩見沢市緑の基本計画は、旧北村、旧栗沢町との市町村合併により策定された「新岩見沢市総合計画」に即し、その内容を踏まえて緑地の保全及び緑化の推進に関わる施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として位置づけられています。

また、岩見沢市人口ビジョン*¹ や岩見沢市総合戦略*²をはじめとする各種計画との連携や北海道が定める「岩見沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針*³」との整合を図ります。



3 策定の方法

当初計画の見直しにあたっては、これまでの緑づくりの施策の進捗状況について、市役所庁内関係課でのヒアリングなどにより確認しました。その上で、庁内関係課で構成する庁内検討会議において、今後の緑づくりの課題と見直しの案を検討しました。

市長の諮問機関である岩見沢市都市計画審議会には、平成 28 年 3 月に岩見沢市緑の基本計画の見直しについて諮問し、同審議会に設置した検討部会において集中的に審議を行いました。

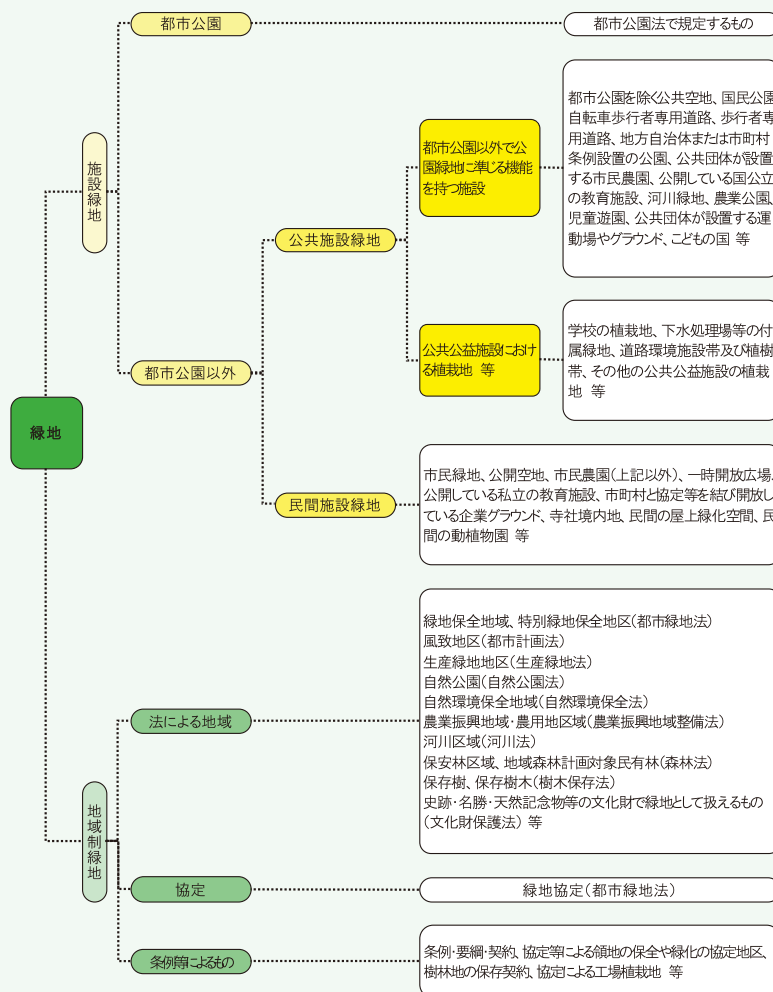
その後、パブリックコメントを経て、岩見沢市都市計画審議会から見直しについて答申を受け、策定しました。

* 1 岩見沢市人口ビジョン：「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）の制定や国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を受けて、岩見沢市における人口の推移及び現状分析を通じて人口の将来展望を示すものです。平成 28 年 1 月策定
 * 2 岩見沢市総合戦略：岩見沢市人口ビジョンを踏まえ、平成 31 年度までの 5 年における人口減少対策や地方創生に関連する施策を位置づけるものです。平成 28 年 1 月策定
 * 3 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針：都道府県が定める都市計画区域における基本的な方針として、「都市計画の目標」及び「土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」を定めるよう努めるものとされており、都市計画区域について定められる都市計画は、この方針に即したものとすることとされています。



4 計画の対象

本計画は、緑地の分類（右図）に示すように、都市公園と呼ばれる公園・緑地のほか、森林、河川や水面、道路、官公庁などの公共公益施設の植栽地、民有地の樹木及び法令や条例などで守られている緑地を総称して「緑地」として位置づけ、計画の対象とします。



緑地の分類

5 計画の目標年次と人口

本計画は、平成 17 年（2005 年）を策定年度とし、市町村合併に伴い、平成 23 年（2011 年）に一部見直しを行っています。当初策定から概ね 10 年を経過した平成 28 年（2016 年）を中間目標年次とし、20 年目の平成 38 年（2026 年）を目標年次としています。

目標年次における人口は、平成 28 年 1 月に策定した「岩見沢市人口ビジョン」の目標人口を踏まえて見直し、次のとおり設定することとします。

計画の目標年次と人口

	策定時の現況 平成 15 年度 ^{※1}	合併時の現況 平成 17 年 ^{※1}	中間目標年次の現況 平成 28 年 9 月末	目標年次 平成 38 年
都市計画区域人口 ^{※2}	81,400 人	86,129 人	77,806 人	71,072 人
行政区人口	83,154 人	93,677 人	84,128 人	76,847 人

※1 平成 15 年度の現況値は、合併前の旧岩見沢市の住民基本台帳に基づき、平成 17 年の現況値は、同年の国勢調査の結果による合併後の合算人口である。
 ※2 都市計画区域人口は推計値であり、平成 15 年度は行政区人口の約 98%、平成 17 年は同じく約 92%、平成 28 年及び目標年次（平成 38 年）については、平成 22 年の国勢調査の結果から行政区人口の 92.5%として算定している。

6 計画の進行管理

本計画には、緑づくりの方針の下に緑づくりの施策を位置づけています。この緑づくりの施策については、概ね 5 年を目途として進捗を確認することとします。

全体構成と概要

I 緑の基本計画とは

計画策定と見直しの背景、目的、計画の目標年次と人口、進行管理などについて定めます。

II 緑の現況

岩見沢市の地形・地勢、緑の骨格（市街地、農地、丘陵地、河川の緑）の現状、公園等の施設

III 緑づくりの課題

緑づくりの課題として、市民意見から見る課題と、緑の骨格を形成する市街地、丘陵地、河川、

IV 緑づくりの展開

緑の将来像

「水と緑と『農』を身近に感じる生き生きとした緑づくり」

基本的な考え方

緑づくりの場所として既存の緑をつないで骨格を形成「つなぐ」、緑づ
だてる」の3つの観点、4つのキーワードから緑づくりの施策を位置づ



緑づくりの方針

骨格となる緑の形成 つなぐ

オカ	丘陵地の緑	利根別丘陵地、栗沢丘陵地、東部丘陵地
カワ	河川の緑	幾春別川、利根別川などの河川緑地
マチ	市街地の緑	公園、街路樹、公共空間、民有地の緑
ハタケ タンボ	田園の緑	北村地区、栗沢地区、幌向地区などの田畑



緑の保全 まもる

丘陵地の自然樹林、大規模な緑地
河川緑地や河畔林
公園・緑地、街路樹などの緑
農地、田園地域の緑
…自然環境や既存施設等の緑を保全します。

緑づくりの施策

場所・対象（オカ、カワ、マチ、ハタケ・タンボをつなぐ）／方向性（まもる、ふやす）

オカ 丘陵地の緑

- 1 利根別原生林の整備と保全、利活用に取り組みます。
- 2 スノーシューやクロスカントリースキーなど冬のアクティビティを楽しむことができる環境を整備します。
- 3 公益的機能を有する天然林、カラマツなどの木材等生産林の保全に取り組みます。

カワ 河川の緑

- 4 サケ稚魚の放流や清掃活動など市民参加の下での河川環境の保全に引き続き取り組みます。
また、市街地を流れる河川等について、各管理者に保全を要望します。

10 既存の緑や自然環境などを歩いて巡る「フットパス」の推進に取り組みます。

V 保全すべき緑地

市街地内または隣接、近接する地区にある貴重な緑地を保全すべき緑地として位置づけます。

志文町地区、上志文地区、岩見沢神社地区、栗沢神社地区の4つの地区の身近で貴重な緑地を保全します。必要がある場合には、地域制緑地の指定による保全を検討します。

VII 緑化の目標

目標年次における緑地の確保目標水準を定めるとともに、具体的な緑化や保全の目標（緑づ

緑地の確保目標水準

目標年次（平成38年）における緑地の確保目標量、都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準を定めます。



緑地や街路樹、地域制緑地の現況について整理します。

農地・田園地域における緑づくりの課題を整理します。

くりの方向性として緑の保全「**まもる**」と緑の創出「**ふやす**」、緑づくりの主体として多様な主体と連携による緑の育成「**そ**け、展開します。



緑の創出 **ふやす**

公共公益空間の緑のほか、庭先などの小さな緑、地域の庭など
…必要性や維持管理を考慮しながら、身近に感じられる緑を創出します。



緑の育成 **そだてる**

行政・公共の緑の整備と管理に取り組むとともに、市民、民間事業者による緑づくりなど新たな担い手の育成と連携
…多様な主体の参画と連携による緑づくりに取り組みます。



／主体（そだてる）の観点から緑づくりの施策を位置づけ、展開します。

マチ 市街地の緑

- 5 公園の機能の見直しと利活用による住環境の保全に取り組みます。
- 6 街路樹を整備すべき路線と樹種の選定について基本的な考え方を取りまとめます。
- 7 庭先などの小さな緑やバラによる街並み形成に取り組みます。
- 8 空き地の適切な管理と利活用による緑の街並み形成に取り組みます。

ハタケ・タンボ 田園の緑

- 9 農地の流動化により保全することにより、基幹産業である農業の振興を図ります。
また、農作物の色や花、あぜ道の景観などに市民が気軽に接することができる環境づくりなどに取り組みます。

VI 緑化重点地区

市街地のうち、緑づくりに重点的に取り組む地区を緑化重点地区として位置づけます。

都市内ループ道路の沿道と内側の市街地を緑化重点地区として位置づけ、公園・緑地の機能の見直し、空き地の利活用の促進による緑の街並みと賑わいの創出などに取り組みます。

くりの施策の成果) を定めます。

具体的な緑化・保全の目標

緑づくりの施策の成果を目標として定めます。

緑づくりの課題

緑づくりの課題

当初策定時の市民意見の概要、人口減少や高齢化の進行など社会経済情勢の変化などを踏ま

市街地における緑づくりの課題

公園・緑地は、市街地に偏りなく配置していますが、人口の減少や高齢化の進行に伴い、地区ごとに公園・緑地に求められる機能は変わりつつあり、需要の変化等に応じた機能の見直しが求められています。

また、住宅地にある公園については、周辺住宅からの雪入れが行われている実態があり、遊具の破損等が問題となっていることから、実態調査等に基づき対応方策を検討する必要があるほか、地域住民が主体となり実施している草刈りなどの維持管理についても、住民の高齢化に伴い実施が難しくなっている地区がみられるなど、維持管理上の課題や問題点も生じてきています。

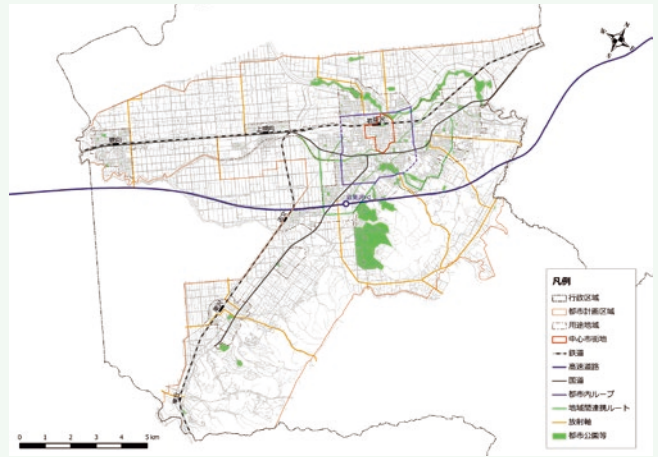
このほか、地震等の災害発生時に一時的な避難などの対応に活用できるような公園のあり方についても検討する必要があります。

市街地内には、未利用地などがみられ、人口の減少などに伴い、今後も増加する可能性があります。

草刈りなどの維持管理が困難な空き地については、所有者の理解を得た上で、市民団体などが主体となりガーデニングや家庭菜園などの開設、冬期間の一時堆雪スペースなどとして利用する「地域の庭」(コミュニティガーデン)として活用することが考えられます。

街路樹については、主要な街路に様々な樹種が植樹されています。近年は、根の伸長による歩道の不陸や、折れた枝の落下や倒木などの支障が生じています。

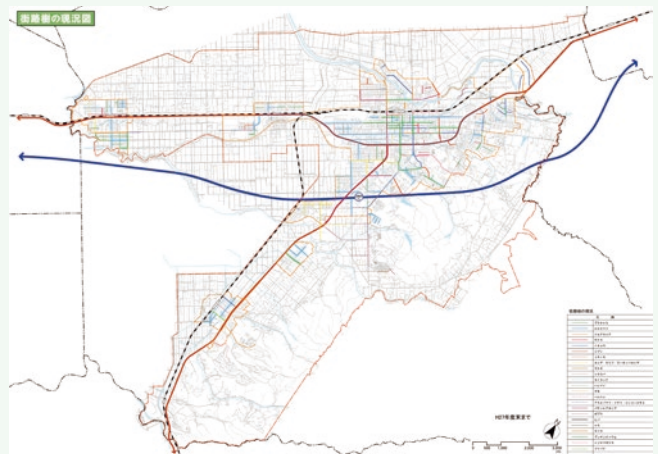
街路樹については、道路の整備や改良に併せて、郷土樹種を選定し整備又は更新しているが、成長や老朽化などに伴う維持管理の負担を考慮した樹種の選定や、道路除排雪などに配慮し、路線ごとの街路樹の整備の必要性について検討することが求められています。



都市公園等の分布



地域の庭のイメージ
千葉県柏市「カシニワ制度」



街路樹の現況 (平成 27 年度末)

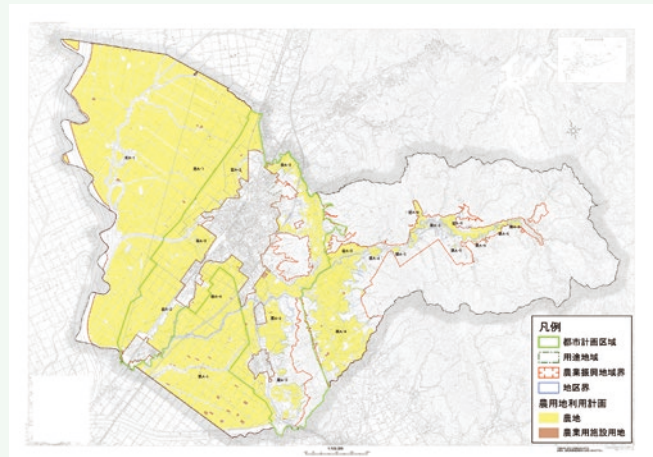


え、緑づくりの展開に向けた課題を整理します。

農地、田園地域における緑づくりの課題

農地、田園地域においては、まず基幹産業である農業の振興を図ることが重要です。

一方、農業従事者の高齢化や農業就業人口の減少に伴い、耕作や管理がされない農地が増えることが懸念されるため、農業の振興に向けては、農地の流動化、担い手農家への集約を図ることにより、農地を保全することが必要です。



農業振興地域整備計画土地利用計画図



河川における緑づくりの課題

幾春別川および利根別川では、市民の参加の下で、川に親しみを持ってもらう取組が進められてきました。市街地を流れる河川は、緑の骨格をなす要素として、市民の参加の下で、緑のつながりを意識できるよう保全を図る必要があります。

また、市街地には、これらの河川のほかに、東利根別川、南利根別川、ポントネ川などの中小河川や、北海幹線用水路が流れており、これらの河川等の整備や保全にあたっては関係団体等に要望し、連携を図っていく必要があります。

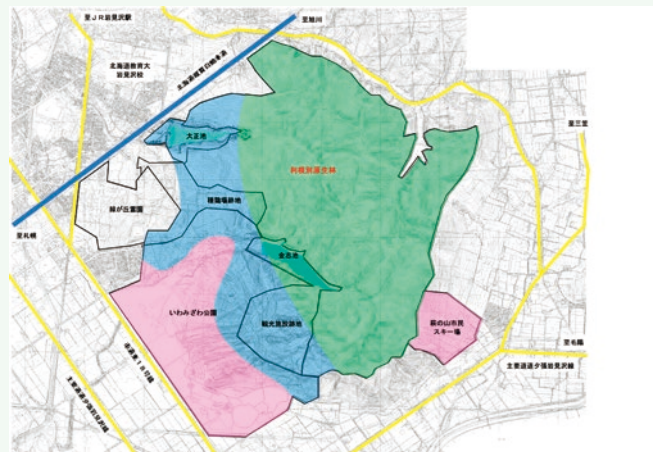


写真上：利根別川クリーングリーン作戦
写真下：幾春別川サケ稚魚の放流

丘陵地における緑づくりの課題

利根別原生林基本計画に基づき、大正池の堤体復旧・整備をはじめとして、利用と保全を図るための園路の整備などに取り組むこととしています。

丘陵地の森林については、水源のかん養機能や山地災害の防止、保健・レクリエーションの増進などの公益的機能を有しており、適切に保全する必要があります。また、カラマツなどの針葉樹で構成される木材等生産林については、木材利用の促進のための伐採と更新（植樹）により資源の保全を図ることや、間伐などにより森林としての機能を保全する必要があります。



利根別原生林基本計画

緑の将来像、緑づくりの方針

緑の将来像

緑づくりの将来像は、20年間の計画期間において変わるものではなく、見直しにおいても、

「水と緑と「農」を

水と緑と「農」

岩見沢市の緑の骨格を構成する、農地・田園地域の緑、市街地の緑、丘陵地の緑、河川の緑の背景にある、幾春別川や利根別川などの河川や農地を支える用水路などの水と、基幹産業である農業「農」という背景にも着目した緑づくりを目指します。

身近に

目に見える緑だけではなく、フットパ
季を通じた森林での様々なアクティビ
場面で緑に触れ、身近に感じることで

緑づくりの方針

基本的な考え方

岩見沢市緑の基本計画では、緑づくりの基本方針として、「緑をを進めること」としてしています。

見直しにおいては、人口の減少や高齢化の進行を踏まえ、これ
緑づくりの場所・対象を区分しつつ、つないで骨格を形成する
行政だけではなく市民や民間事業者など多様な緑づくりの主体の

緑づくりの場所・対象

緑づくりの

骨格となる緑の形成 つなぐ

オカ	丘陵地の緑	利根別丘陵地、栗沢丘陵地、東部丘陵地
カワ	河川の緑	幾春別川、利根別川などの河川緑地
マチ	市街地の緑	公園、街路樹、公共空間、民有地の緑
ハタケ タンボ	田園の緑	北村地区、栗沢地区、幌向地区などの田畑



緑の保全 まもる

丘陵地の自然樹林、大規模な緑地
河川緑地や河畔林
公園・緑地、街路樹などの緑
農地、田園地域の緑
…自然環境や既存施設等の緑を保全
します。

岩見沢市の緑の骨格は、農地・田園地域、市街地、丘陵地、河川の4つから成り立っています。

この4つの緑を緑づくりの場所、対象として区分し、それぞれの場所、対象で緑づくりの施策を位置づけ、展開します。

さらに、これらをつないで骨格を形成することを旨とし、キーワードとして「つなぐ」を位置づけます。

岩見沢市には、農地・田園地域の農作物や畔などの緑、市街地の公園や緑地、街路樹、民有地などの緑、丘陵地の森林などの緑、河川の河畔林や堰堤の並木などの緑など、既存の緑があります。

まずは、これらの既存の緑を身近に感じて価値を理解してもらい、市民協働の下で保全することを目指します。

自然環境や農地、既存の緑を保全するキーワードとして「まもる」を位置づけます。



緑の将来像は引き続き、次のとおり定めます。

身近に感じる生き生きとした緑づくり」

感じる緑

スなど歩きながら緑に触れること、四
ティなど、岩見沢市の暮らしの様々な
きるような環境をつくります。

生き生きとした緑

植樹体験やバラの管理のボランティア活動、自宅の庭先の緑を育てることなど、
見るだけでなく触れて癒されたり、自ら手入れをして楽しんだりすることで、生き
生きとした緑を感じる機会をつくります。

まもろう『保全』、「緑をふやそう『創出』」、「緑を育てよう『育成』」と、それらに関連づける「緑をつなごう」の視点で緑づくり

らの視点を踏まえながら、緑づくりの基本的な考え方（観点）と方針を次のとおり定め、緑づくりの施策を位置づけます。
「つなぐ」の観点、緑づくりの方向性として、既存の緑の保全「まもる」と必要性や維持管理を考慮した緑の創出「ふやす」の観点、
育成と連携を図る「そだてる」の観点の3つの観点、4つのキーワードにより、緑づくりの施策を位置づけ、展開します。

方向性

緑づくりの主体

緑の創出 ふやす

緑の育成 そだてる

公共公益空間の緑のほか、庭先な
どの小さな緑、地域の庭など
…必要性や維持管理を考慮しなが
ら、身近に感じられる緑を創出
します。



行政・公共の緑の整備と管理に取り
組むとともに、市民、民間事業
者による緑づくりなど新たな担い
手の育成と連携
…多様な主体の参画と連携による
緑づくりに取り組みます。

市街地を取り巻く農地・田園地域や丘陵
地の緑は豊かですが、市街地では緑を身近
に感じられない、緑のつながりが感じられ
ないなどの意見があります。

一方で、緑を増やすことは手入れの手間
を伴うものであることから、維持管理の負
担を考慮しながら、必要ところで緑の創
出に取り組むこととします。例えば、市民
の皆さんに庭先や玄関先、店先など、街並
みの中で身近な小さな緑を増やしていただ
ければ、緑を育てることそのものを楽しみ
ながら、緑の街並みづくりに参加してい
ただけると考えます。

身近な緑を創出するキーワードとして
「ふやす」を位置づけます。

これまでの取組では、「花と緑の少年団」
による体験活動やJR岩見沢駅前などのバ
ラを手入れするボランティア活動など、市
民の参加、協力による緑づくりに取り組ん
できました。

今後の緑づくりでも行政だけではなく、
市民や民間事業者などの参加、協力を求め、
緑づくりの主体を担っていただくとも
に、緑づくりにおいて多様な主体の連携を
図っていくこととします。

多様な緑づくりの主体を育成と連携の
キーワードとして「そだてる」を位置づ
けます。

緑づくりの施策

緑づくりの施策

緑づくりの方針の基本的な考え方に基づき、緑づくりの施策を位置づけ、展開します。

緑づくりの施策 1 丘陵地の自然環境の保全

【目的】 利根別原生林をはじめとする丘陵地の緑地や自然環境を保全します。

【概要】 利根別原生林基本計画に基づき、利根別原生林の整備と保全、利活用に取り組みます。大正池堤体の復旧と周辺の整備を進め、カヌーなどの水面利用や周辺での環境・体験学習など利活用を進めます。

また、旧ホクレン種鶏場跡地において植樹体験などの市民参加による体験学習などに取り組みます。



緑づくりの施策 2 冬のアクティビティの創出

【目的】 利根別原生林をはじめとする丘陵地の緑地や自然環境を保全します。

【概要】 利根別原生林内の園路などを整備し、スノーシュー（かんじき）によるトレッキング、クロスカントリースキーなど、冬のアクティビティを楽しむ環境の整備や機会の創出に取り組みます。

緑づくりの施策 3 森林の保全

【目的】 丘陵地の緑を構成する森林を保全します。

【概要】 岩見沢市森林整備計画に基づき、水源のかん養など公益的機能を有する丘陵地の天然林について、適切な森林施業を行います。また、カラマツなどの木材等生産林の伐採と植樹のサイクルが適切に循環するよう、木材利用の促進など必要な取組を進めます。

緑づくりの施策 4 河川の保全

【目的】 市街地を流れる河川と河川の緑を保全します。

【概要】 幾春別川のサケの稚魚の放流や利根別川の清掃活動など、これまでも取り組んできた、市民の参加、協働による河川環境の保全について、引き続き取り組むことにより、河川環境やその保全に関する市民の関心を高めます。

また、市街地を流れる河川の保全について、各河川管理者に必要な整備を要望します。



緑づくりの施策 5 公園・緑地の機能の見直しと住環境の保全

【目的】 公園の機能の見直しと利活用により、人口の減少や高齢化の進行を踏まえた住環境の保全や市街地における緑の骨格の形成を図ります。

【概要】 街区公園の誘致圏の重なり方などから公園をグルーピングし、公園の機能の分担と整備について、基本的な方針を取りまとめ、改修に取り組みます。

また、高齢化の進行を踏まえ、草刈りなどの公園の維持管理について、今後の取組方策を検討するほか、町内会など地域と連携し、公園への雪入れに対する対策と冬期間の住環境の保全について検討します。





緑づくりの施策 6 街路樹の維持管理

【目的】 市街地における緑の骨格をなす街路樹を保全します。

【概要】 道路の整備や維持管理、道路除排雪などの支障を考慮し、街路樹を整備すべき路線や植樹の仕方などについて基本的な考え方を取りまとめ、街路樹の整備や更新に取り組みます。
また、郷土性や維持管理負担の軽減などを考慮し、街路樹の樹種選定についても基本的な考え方を取りまとめ、街路樹の整備や更新に取り組みます。

緑づくりの施策 7 緑の街並み景観の形成

【目的】 市民等との協働により、緑の街並み景観の形成に取り組みます。

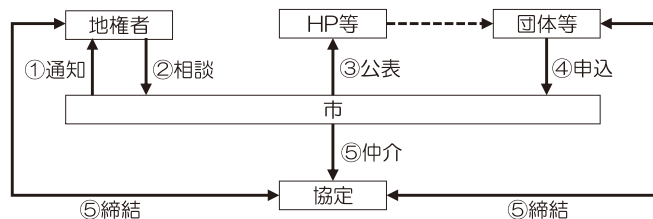
【概要】 庭先、玄関先、店先などの小さな緑による街並み景観の形成や、バラの街づくりを推進するための講習会の開催やボランティア活動の推進など、市民に緑やバラに親しみを持って、街並みづくりに参加してもらうための取組を進めます。

緑づくりの施策 8 空き地の利活用促進（コミュニティガーデン）

【目的】 空き地の利活用を図り、緑の街並みや住環境を保全します。

【概要】 「岩見沢市あき地の環境保全に関する条例」に基づき、草刈りなど空き地の適切な管理を促すとともに、空き地の管理が難しい所有者と、空き地を活用して地域の庭づくりや除雪の一時堆雪などを行いたい市民団体などを結びつけて、空き地の利活用を促進する仕組みを検討します。

検討にあたっては、中心市街地での賑わいづくりや子どもの遊び場づくりなどに期間を限って空き地を活用する取組など、全国各地で取り組まれている先進事例等を参考とします。



緑づくりの施策 9 農地の流動化による保全

【目的】 農地の保全により基幹産業である農業の振興を図ります。

また、緑の骨格となる市街地の外側の農地、田園を保全し、農業景観、田園景観の形成により、まちの魅力の向上を図ります。

【概要】 農地の流動化を促進するため、農地の斡旋や農地保有合理化事業などの実施、農業振興地域内農用地区域への編入に取り組むほか、特定用途制限地域の指定による建築物の用途の制限を検討します。
また、市街地周辺の農業景観、田園景観の要素となる農作物の花や色、あぜ道の景観などに市民が親しめる環境づくりに取り組みます。

緑づくりの施策 10 緑に親しむフットパスの推進

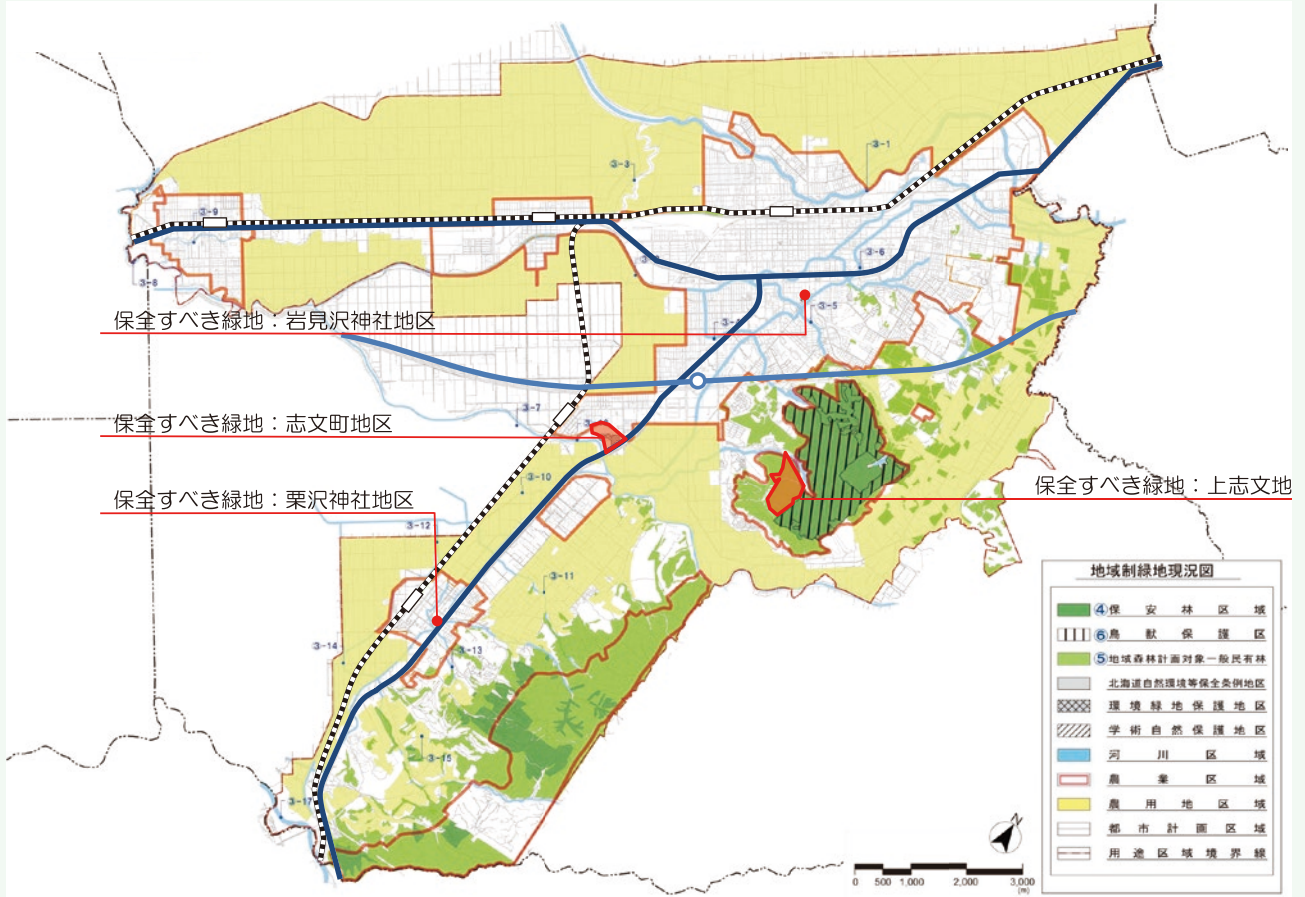
【目的】 岩見沢の緑豊かな街並みや市街地環境について、価値の発見、再認識と、情報発信、魅力の向上に市民の参画を促します。

【概要】 既存の緑や自然環境、歴史的資源などを歩いて巡り親しむフットパスについて、例えばフットパス・マップの作成と共有など、市民協働の下での推進方策について検討します。

保全すべき緑地、緑化重点地区

保全すべき緑地

市街地内もしくは市街地に近接または隣接する区域にある緑地のうち、身近で貴重な緑地を保全すべき緑地として位置づけます。



次の4つの緑地を保全すべき緑地として位置づけます。

なお、開発により樹林地が伐採される可能性が認められる場合など、必要がある場合には、風致地区などの地域制緑地の指定について検討します。

保全すべき緑地	概要
志文町地区	<ul style="list-style-type: none"> 北海道自然環境等保全条例に基づく学術自然保護地区 1.2ha を含む、針葉樹と広葉樹が混交した天然林です。 面積は約 12ha
上志文地区	<ul style="list-style-type: none"> 利根別原生林基本計画の共生エリア内にある地域森林計画対象民有林です。 面積は約 35ha
岩見沢神社地区	<ul style="list-style-type: none"> 北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区で、イチイ、トドマツなどの針葉樹とハルニシ、ヤチダモなどの広葉樹からなる岩見沢社の境内林です。 面積は約 1.3ha
栗沢神社地区	<ul style="list-style-type: none"> 北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区で、トドマツなどの針葉樹とミズナラなどの広葉樹からなる栗沢神社の境内林です。 面積は約 1.2ha

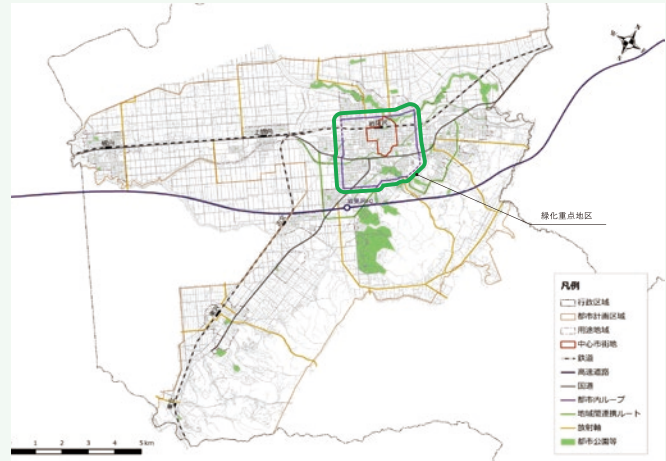


緑化重点地区

都市内ループ道路の沿道と内側の市街地を、重点的に緑化を推進する緑化重点地区として定めます。

基本方針

公園や河川などの緑地、街路樹の保全、庭先などの身近で小さな緑の創出、空き地の適正な管理と空き地を活用した地域の庭（コミュニティガーデン）の開設、バラのまちを印象づけるまちづくりや街並みの形成などに、市民との協働や民間事業者との連携などにより取り組みます。



緑化重点地区における緑づくりの施策

河川の保全

幾春別川、利根別川や東利根別川などの中小河川、北海幹線用水路など市街地を流れる河川等について、各管理者と協議し河川の保全や河川の緑の保全に取り組みます。

公園・緑地の機能の見直しと住環境の保全

中心市街地には街区公園が少ないため、それぞれの機能を維持するとともに、地域の特性に応じた整備や維持管理を検討します。

街路樹の維持管理

駅前通や北3条通のプラタナスをはじめ、イチョウ、サクラなどのほか、駅前通の一部には街路樹としては道内唯一であるセイヨウトチノキ（マロニエ）の街路樹があり、特色ある街並み景観の形成にも配慮した街路樹の整備や保全に取り組みます。

また、緑のリサイクル（落ち葉の堆肥化）について、引き続き、市民協働の下で取り組むこととします。

緑の街並み景観の形成

JR 岩見沢駅前からいわみざわ公園にかけての駅前通はバラ街道として、バラの植栽管理を市民ボランティアの手で行っており、今後もより一層、バラに親しむ市民を増やすため、講習会の開催などに取り組みます。

庭先などで鉢植えやプランターボックスなどの小さな緑の創出に取り組む市民を増やし、市民協働の下でのバラと緑の街並み景観の形成に取り組みます。

空き地の利活用促進（コミュニティガーデン）

緑化重点地区には、青空駐車場が多く分布しているほか空き地も散見される一方、街区公園が少なく、市民が憩えるオープンスペースの確保については、市民からも要望されています。

他都市における取組事例なども参照し、緑化重点地区において空き地を活用した緑の街並みや賑わいづくりに取り組みます。

緑に親しむフットパスの推進

緑化重点地区には、幾春別川や利根別川などの河川、東山公園などの大規模な公園があるほか、JR 北海道のレールセンターや石造やレンガ造の倉庫、古い邸宅など岩見沢の歴史を物語る歴史的資源が数多くあることから、このような緑の骨格をなす緑地や歴史的資源を歩いて巡り、緑に親しむフットパスの検討や設定、中心市街地の回遊促進と関連づけた取組について検討、推進します。

緑化の目標

緑地の確保目標水準

目標年次（平成 38 年）における緑地の確保目標水準、都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準を定めます。

都市計画区域等の面積、人口

目標年次（平成 38 年）における都市計画区域等の人口は、「岩見沢市人口ビジョン」（平成 28 年 1 月）を参照し定めます。また、都市計画区域及び用途地域の面積については、現在の面積を据え置くこととします。

緑地の確保目標水準、都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

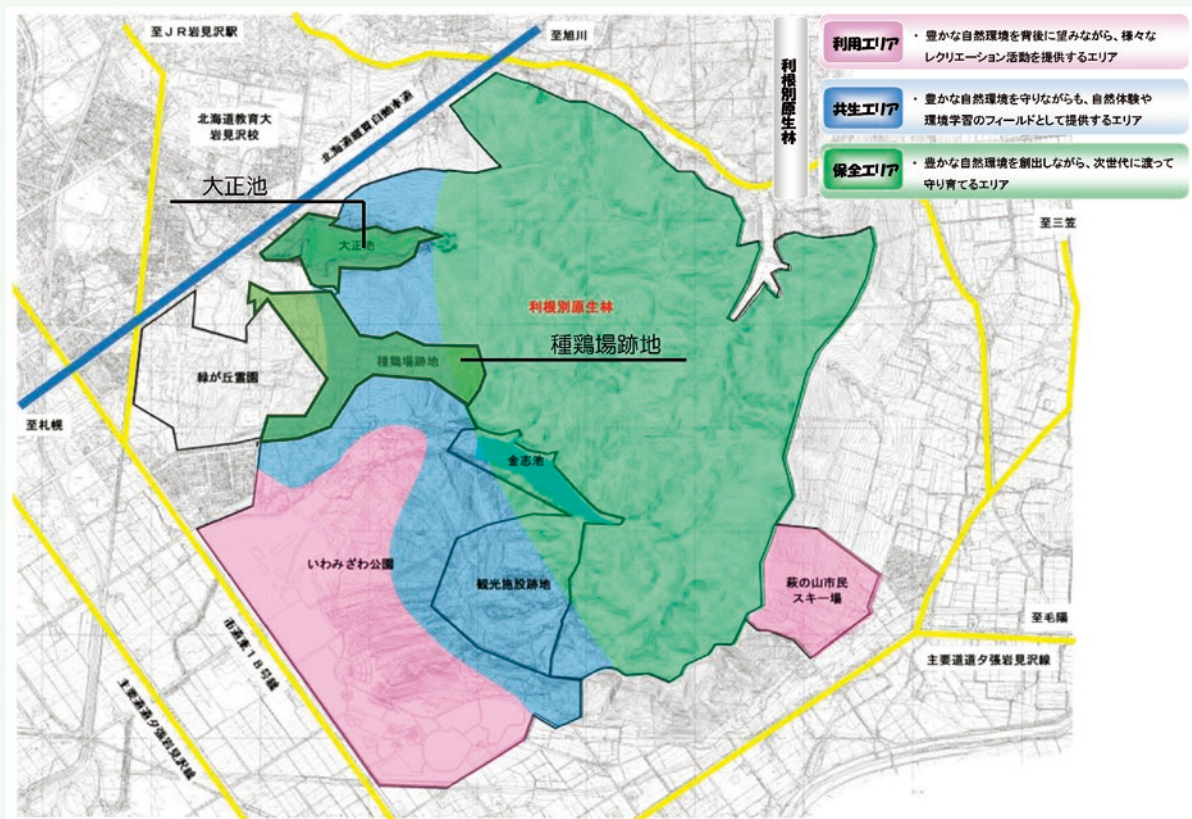
緑地の確保目標水準（緑地が占める割合）は、用途地域については 14.17%、都市計画区域全体については 28.30% とします。

同じく、都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準については、用途地域内については 29.12m²/人、都市計画区域全体については 89.95m²/人 とします。

具体的な緑化・保全の目標

目標年次（平成 38 年）までの具体的な緑化・保全の目標を定めます。

公園・緑地の整備



- 緑が丘霊園の拡張造成・・・ 21.3 ha (20.8ha から 42.1ha に拡張)
- 大正池（利根別原生林）の整備・・・ 19 ha
- 種鶏場跡地（利根別原生林）の整備・・・ 33 ha



区 分		目 標 値
用途地域	緑地面積	449.51 ha
	緑地割合	14.17 %
	都市公園等面積	195.90 ha
	都市公園等の一人当たり面積	29.12 m ²
都市計画区域	緑地面積	3,928.06 ha
	緑地割合	28.30 %
	都市公園等面積	639.28 ha
	都市公園等の一人当たり面積	89.95 m ² /人

公共施設等の緑化

公共施設の整備にあたっては、現状を下回らないよう、できる限り緑地などの緑を整備または保全するよう努めます。

街路樹の整備と保全

街路樹の整備や保全、更新にあたっての基本的な考え方を取りまとめるとともに、基本的な考え方に基づき、街路樹の整備、更新と保全を進めます。

- 道路の整備や維持管理、道路除排雪などの支障を考慮した、街路樹を整備すべき路線や整備（植樹）方法など
- 郷土樹種や維持管理負担の軽減などに配慮した、街路樹の樹種選定

保全すべき緑地

志文町地区、上志文地区、岩見沢神社地区及び栗沢神社地区の4つを保全すべき緑地として保全します。

開発により樹林地が伐採される可能性が認められる場合など、必要がある場合には、風致地区などの地域制緑地の指定について検討します。

公園の機能の見直しと集約化、改修

人口の減少、高齢化の進行に対応した公園の機能の整備と維持管理、利活用を図るため、街区公園の機能の見直しと集約化、改修の基本的な考え方を取りまとめるとともに、基本的な考え方に基づき、公園の機能の見直しと集約化、改修に取り組みます。

- 幹線道路や河川などによる街区の区分、街区公園の誘致圏（利用・受益対象範囲）の重なりや機能（遊具等）の重複などを踏まえた街区公園のグルーピングと機能の集約化、改修
- 公園への雪入れなどによる問題に対して、町内会など地域と連携した対応方策
- 公園のグルーピングによる維持管理や指定管理の導入など公園の維持管理の方策

民有地の緑化 緑の街並み景観の形成

庭先、玄関先、店先などの小さな緑による街並み景観の形成やバラの街並みづくりに向けて、講習会の開催やボランティア活動の推進など、市民意識の向上やバラに親しみを持ってもらうための取組を進めます。

民有地の緑化 空き地の利活用促進（コミュニティガーデン）

空き地を貸して管理を委託したい土地所有者と、空き地を活用して地域の庭づくりや除雪の一時堆雪などを行いたい市民団体等を結びつけて、空き地の利活用を促進する仕組みをつくります。

中心市街地を含む緑化重点地区においては、空き地を活用した緑の街並みづくりだけでなく、空き地を利用して人の集まりや流れをつくり、まちなかの賑わいづくりを促進する取組についても推進します。

岩見沢市緑の基本計画

概要版

■発行 2017年3月

岩見沢市 建設部 都市計画課

岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

TEL 0126-23-4111(内線342) FAX 0126-23-7272

E-mail : toshikei@i-hamanasu.jp

<http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/>
